

岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領

[制定 平成24年3月23日 清流第820号]

[改正 平成24年8月 1日 清流第476号]

[改正 平成25年4月 1日 自然第 78号]

第1 趣旨

この要領は、同じ水系（木曾川水系、揖斐川水系、長良川水系、庄内川水系、神通川水系、庄川水系、その他岐阜県内を流れる水系をいう。以下同じ。）の上流域から下流域までの地域が連携し、流域全体を視野に入れて取り組む清掃活動を支援する流域清掃活動推進事業の実施について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業主体

要綱別表第1の補助事業者の欄に定める「団体等」（以下「事業主体」という。）は、次のいずれかの法人又は団体とする。

（1）岐阜県内に主たる事務所又は事業所を有する法人であって、次の要件をすべて具備しているもの。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

（2）岐阜県内に主たる活動拠点を有する団体であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。

- ① 団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
- ② 団体の意思決定方法が定められていること。
- ③ 団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。
- ④ 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ⑤ 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

第3 対象事業

要綱別表第1に掲げる流域清掃活動推進事業の対象となる事業は、事業主体が主催・主導し、同じ水系の上流域から下流域までの流域全体を視野に入れて実施する河川等の清掃活動又はその準備に係る活動であって、流域の環境保全団体、関係市町村、河川管理者、その他の関係機関との連携を図るとともに、地域住民等の協力・参加を得て行うもの。

第4 補助対象経費

要綱別表第1の経費の内訳の欄に定める「同じ水系の上流域から下流域までの流域全体を視野に入れて取り組む清掃活動に必要な経費であって岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定めるもの」は、次のとおりとする。

- （1）報償費（外部指導者、専門技術者への謝金等）
- （2）旅費（打合せ等に係る交通費、外部指導者等への費用弁償）
- （3）消耗品費
- （4）印刷製本費
- （5）役務費（通信運搬費等）
- （6）保険料（傷害保険料等）
- （7）使用料及び賃借料（会場、車両、機材等の使用料及び賃借料等）
- （8）備品購入費（流域清掃活動において今後も継続して使用することが認められる機材。ただし、単価100千円以内の機材とし、補助対象経費の総額の1/5以内とする。）
- （9）その他知事が適当と認める経費

第5 補助金の額

要綱別表第1の補助金の額の欄に定める「岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める額」は、1,000千円を上限とする。ただし、補助対象経費の総額が1,000千円を下回る場合は、その額とする。

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（第1号様式）
 - (2) 事業費・補助金額積算内訳書（第2号様式）
 - (3) 事業主体の定款、規約その他これらに類するもの
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

第7 事業計画の変更等

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更を行うときは、要綱第5条第4項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く）
 - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

第8 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（第5号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

第9 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。

第10 事業の周知

事業主体は、事業の実施にあたっては、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を参加者等に周知するものとする。

第11 関係機関との連携、調整

事業主体は、事業の実施にあたっては、河川等を管轄する河川管理者、市町村その他の機関と緊密な連携、調整を図るものとする。

第12 実績報告等

- 1 事業の実績報告は、要綱第8条の規定により行う。

- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県流域清掃活動推進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告書(第7号様式)
 - (2) 事業費・補助金額精算内訳書(第8号様式)
 - (3) 支出に係る証拠書類(支払金額、明細及び支払先が確認できる領収書等)又はその写し
 - (4) 事業で購入した単価5千円以上の物品(補助対象経費で購入した物品に限る。)がある場合は、用器具等管理台帳(第9号様式)
- 3 事業主体は、第1項の実績報告を行うときにおいて、補助対象経費の立替払いが困難である場合は、納品書、請求書をもって前項第3号の書類に替えることができるものとする。なお、この場合において、事業主体は、支払完了後速やかに、前項第3号の書類を提出しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書(第10号様式)により通知する。

第13 補助金の交付請求

- 1 補助金の交付請求は、要綱第9条の規定により行う。
- 2 事業主体は、概算払による補助金の交付を受けることができるものとし、その額は、交付決定を受けた補助金の額(変更交付決定を受けた場合は、その額)の40パーセントに相当する額(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)以内とする。

第14 その他

- 1 知事は、事業の実施にあたり必要と認めるときは、事業の実施場所その他の調査等を行うものとする。
- 2 知事は、事業の実施にあたり必要と認めるときは、事業主体に対して報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。
この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。